

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の充実

次世代育成支援の取り組みは保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境など、幅広い分野にわたることから、庁内関係各課のより一層の連携体制の充実を図り、施策・事業を推進します。

(2) 子育て支援活動団体との連携強化

地域で活動するボランティアグループや子育てサークル等との連携を強化し、協力しあいながら、一体的に支援施策・事業を実施し、関連団体との定期的な情報交換等により現状、問題点の共通認識を図るとともに、施策・事業実施上の調整・協議を実施します。

(3) 住民参加の促進

広報紙やホームページなどで本計画の趣旨や理念、取り組み内容の周知を実施し、子育てに対する理解の促進と醸成を図り、子育て支援関係者や子育て家庭のみならず、一般市民一人ひとりの子育て支援活動への積極的な参画を促進します。

2 計画の進行管理

(1) 推進体制における計画の進行管理

庁内連携体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進行状況の点検・評価を実施し、取り組み成果や課題などを明らかにしながら、計画の着実な進行を管理します。

なお、本計画の進行に大きく影響をあたえる社会・経済情勢の変化に即した、柔軟な見直しを適宜行います。

(2) 市民への計画実施状況の公表

計画に基づく事業の実施状況について、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表します。